

第 12 章 水道料金

○ 3階建て以上の集合住宅における設備設置基準等について

刈谷市における集合住宅の水道料金の算定方法は下記の3通りです。

3階建て以上の集合住宅の施工の依頼があった場合は、物件の所有者（住宅管理者）へ下記事項を説明の上、給水装置工事の施工を行ってください。

		①一括検針	②戸数割	③集中検針
特徴	制度の概要	刈谷市は親メーターを検針して、建物全体の水道料金を物件の所有者へ請求します。	刈谷市は親メーターを検針して、申し出があった入居戸数で水量を均等に使用したものとみなして算定した水道料金を所有者へ請求します。 ※「管理人選定届」の提出が必要。	刈谷市は集中検針盤で各戸メーターを検針して、水道料金を各入居者へ請求します。 ※「中高層集合住宅の各戸点検及び水道料金徴収の特別取扱いに関する契約」が必要。
	料金の請求先	所有者	所有者	各入居者
	料金計算メーター	親メーター（刈谷市設置）	親メーター（刈谷市設置）	各戸メーター（所有者設置）
	基本料金の計算	親メーターの口径で計算	口径13mm×戸数分で計算	各戸メーターの口径で計算
	水量料金の計算	建物全体の使用水量で計算	建物全体の使用水量を各戸で均等に使用したものとみなして計算	各戸の使用水量で計算
適用条件	店舗等含む場合の適用可否	○	×（店舗等を別引込とすれば○）	△（店舗が総戸数の1/2までの場合は○）
	各戸メーターの設置について	任意	任意	必置（電磁式水道メーター） 【設置場所】 パイプシャフト内を基本とし、刈谷市が常時管理できる場所とする。 【設置方法】 刈谷市指定の丙止水栓を取付ける必要がある。
	集中検針盤の設置について			必置 【設置場所】 ・オートロックがある場合、入口ドアの外側に設置することを基本とする。（検針員が常時検針できるようにすること。） 【設置方法】 ・設置位置の上部が150cm以下であること。 ・集中検針盤の扉が全開できる状態であること。
集合ポストの設置について			原則設置（集中検針盤隣接）	

		①一括検針	②戸数割	③集中検針
初期費用	各戸メーター代金の負担	所有者（設置した場合）	所有者（設置した場合）	所有者（電磁式メーターのため割高） 口径分担金は不要
	集合ポストの設置費用の負担			所有者
	集中検針盤等設備の設置費用			
維持費用	各戸メーター代金及び取替費用の負担 【計量法により8年ごとに取替必須】	所有者（設置した場合）	所有者（設置した場合）	所有者
	集中検針盤等の管理費用の負担 【故障時のほか16年が取替の目安（メーカー推奨）】			
	各戸メーターの検針費用の負担	所有者	所有者	刈谷市
	各戸の開閉栓業務に係る費用の負担			
	各戸への料金請求（収納管理）に係る費用の負担			

②戸数割の資料

マンション等の居住専用集合住宅で「管理人選定届」を提出した場合の水道料金算出方法

※単身向け住宅などで各戸の使用水量が少ない集合住宅では、水道料金が高くなる場合があります。

料金算出方法（2か月分・税込）

区 分		通 常 の 場 合	管理人選定届を提出した場合
① 基本料金		口径別の基本料金	1,617円（φ13mmの基本料金）×n戸
② 水 量 料 金	1 m ³ につき73.7円	20 m ³ まで	20 m ³ ×n戸まで
	〃 107.8円	20 m ³ を超え、40 m ³ まで	20 m ³ ×n戸を超え、40 m ³ ×n戸まで
	〃 154円	40 m ³ を超え、80 m ³ まで	40 m ³ ×n戸を超え、80 m ³ ×n戸まで
	〃 207.9円	80 m ³ を超え、120 m ³ まで	80 m ³ ×n戸を超え、120 m ³ ×n戸まで
	〃 235.4円	120 m ³ を超えるもの	120 m ³ ×n戸を超えるもの
水 道 料 金		(①基本料金+②水量料金)	

計 算 例		口径25mm、10戸のマンションで200 m ³ の水を使用した場合			
区 分		通 常 の 場 合		管理人選定届を提出した場合	
① 基本料金		口径25mm =5,445円		1,617円（φ13mmの基本料金）×10戸 =16,170円	
② 水 量 料 金	1 m ³ につき73.7円	20 m ³ まで	1,474円	(20 m ³ ×10戸) 200 m ³ まで	14,740円
	〃 107.8円	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	2,156円	200 m ³ を超え 400 m ³ まで	
	〃 154円	40 m ³ を超え 80 m ³ まで	6,160円	400 m ³ を超え 800 m ³ まで	
	〃 207.9円	80 m ³ を超え 120 m ³ まで	8,316円	800 m ³ を超え 1,200 m ³ まで	
	〃 235.4円	120 m ³ を超えるもの	18,832円	1,200 m ³ を超えるもの	
	② 計		36,938円		14,740円
水 道 料 金		(①5,445円+②36,938円) =42,383円		(①16,170円+②14,740円) =30,910円	

※下水道使用料も同様に算定方法が変わります。

②戸数割の資料

管 理 人 選 定 届

年 月 日

刈谷市水道事業
刈谷市長

住 所.....

フリガナ
氏 名.....

電 話 () -

下記のとおり届出します。

記

給 水 装 置 場 所	刈谷市
水 栓 番 号	
管 理 人	住 所
	フリガナ 氏 名
	電 話 () -
給 水 装 置 の 者 者 共 有 用 共	住 所
	フリガナ 氏 名
	電 話 () -
	住 所
	フリガナ 氏 名
	電 話 () -
	住 所
	フリガナ 氏 名
	電 話 () -
	住 所
	フリガナ 氏 名
	電 話 () -

③集中検針の資料

年 月 日

中高層集合住宅の各戸点検及び使用料金徴収申込書

刈谷市水道事業

刈谷市長

住宅管理者

住所

氏名

電話 () -

下記の中高層集合住宅について、各戸点検及び使用料金徴収の取扱いの適用をお願いします。

装置場所	
物件名	
備考	棟数_____棟 戸数_____戸 散水栓_____個 共用栓_____個

給水装置ごとに提出してください。

③集中検針の資料

中高層集合住宅の各戸点検及び水道料金徴収の特別取扱いに関する契約書

中高層集合住宅の各戸点検及び水道料金徴収に関する特別取扱い（以下「特別取扱い」という。）について、刈谷市水道事業 刈谷市長 _____ を水道事業者とし、_____ を住宅管理者として、次のとおり契約を締結する。

（対象とする建物）

第1条 この契約において、特別取扱いの対象とする住宅は、次のとおりとする。

（1） 名称

（2） 所在地 刈谷市

（3） 建物構造等

（4） 水道メーター設置数

親メーター （口径 mm） 個

各戸メーター （口径 mm） 個

集中検針盤 式

散水栓 （口径 mm） 個

共用栓 （口径 mm） 個

（ ）

（適用条件）

第2条 住宅管理者は、特別取扱いの適用を受けるため、次に掲げる事項を具備しなければならない。

（1） 受水槽以下の導水装置（以下「導水装置」という。）により給水を受ける3階建以上の共同住宅で、専用住宅の戸数が半数以上を占めている建物とする。

（2） 導水装置に設置される各戸メーターには、集中検針盤、集中検針用メーター及び盗水防止用止水栓が取付けられていなければならない。

（点検）

第3条 水道事業者は、親メーター及び各戸メーターをそれぞれ点検する。

2 親メーター又は各戸メーター等の故障により正常な点検結果が得られない場合は、水道事業者が過去の実績等を勘案して当該点検月の使用水量を認定する。

（水道料金の徴収）

第4条 各使用者からの水道料金徴収方法は、原則として刈谷市水道事業収納取扱金融機関による口座振替とする。

2 親メーターの使用水量と各戸メーターの合計使用水量に差が生じた場合の水量（以下「差水量」という。）については、親メーターの使用水量を基本とし、差水量に対応する水量料金について精算する。ただし、差水量が8パーセントに満たないときは、メーターの公差とみなしてこれを精算しない。

3 差水量が8パーセントを超えたとき、水道事業者は刈谷市水道給水条例（以下「給水条例」という。）に基づき精算し、住宅管理者に請求する。

（水道料金未納の場合の措置）

第5条 水道事業者は、当該使用者から水道料金の納付がない場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。

（1） 水道料金納付の督促をする。

（2） 前号の督促をしたにもかかわらず納付がないときは、給水を停止する旨を通知する。

（3） 前号の通知後、なお、納付がないときは、給水を停止し、その旨を通知する。

2 差水量の水道料金についても、住宅管理者の納付がない場合は、前項と同様とする。

（導水装置の管理等）

第6条 導水装置の水質保持、諸施設の修繕、その他の維持管理は、住宅管理者が責任をもって行うものとする。

2 漏水に伴う水道料金及び漏水修理費等については、住宅管理者の負担とする。

（検定期間満了メーター取替）

第7条 検定期間満了による各戸メーターのメーター取替は、次に掲げる事項に基づき実施する。

（1） 水道事業者は、検定満了期間の1年前に、その旨を知らせる通知を住宅管理者にしなければならない。

（2） 住宅管理者は、計量法に基づき検定有効期間内（合格した翌月の1日から起算して8年以内）に、各戸メーターの取替をしなければならない。

この場合の費用負担は住宅管理者とする。

(特別取扱いの解除)

第8条 住宅管理者がこの契約の条項に違反したときは、水道事業者はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、住宅管理者に損害が生じることがあっても、水道事業者はその責任を負わない。

(入居者への周知)

第9条 住宅管理者は、この契約の内容について入居者に周知しなければならない。

(委任)

第10条 この契約に定めのない事項については、水道事業者、住宅管理者協議のうえ決定をする。

この契約の証として本書を2通作成し、水道事業者、住宅管理者それぞれ各1通を保管するものとする。

年 月 日

水道事業者 刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市水道事業

刈谷市長

印

住宅管理者

印